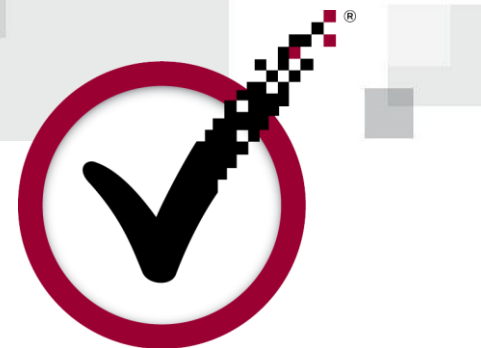




法人による電子署名についての一考

2011年9月26日

佐藤 直之 (sato@verisign.co.jp)
日本ベリサイン株式会社



法人として電子署名を利用する場合の主要な課題

- 電子証明書の信頼性に係る問題：実在性、本人性
 - － 本当にあの会社なのか
 - － 掲載された名称の正しさ、識別子の一意性
- 誰が鍵を管理する？ 署名する？：「真正な成立」の実現
 - － 代表取締役？ 法務部？ 秘書？
 - － 電子署名法第三条や認定要件との関係
- 法令上の位置づけの不明瞭さ
- 発行/失効管理、アーカイビングなどの煩雑さ

...用途の制約、紙を前提とした社会から抜けきれない現状



電子署名法における法人の取り扱い(おさらい)

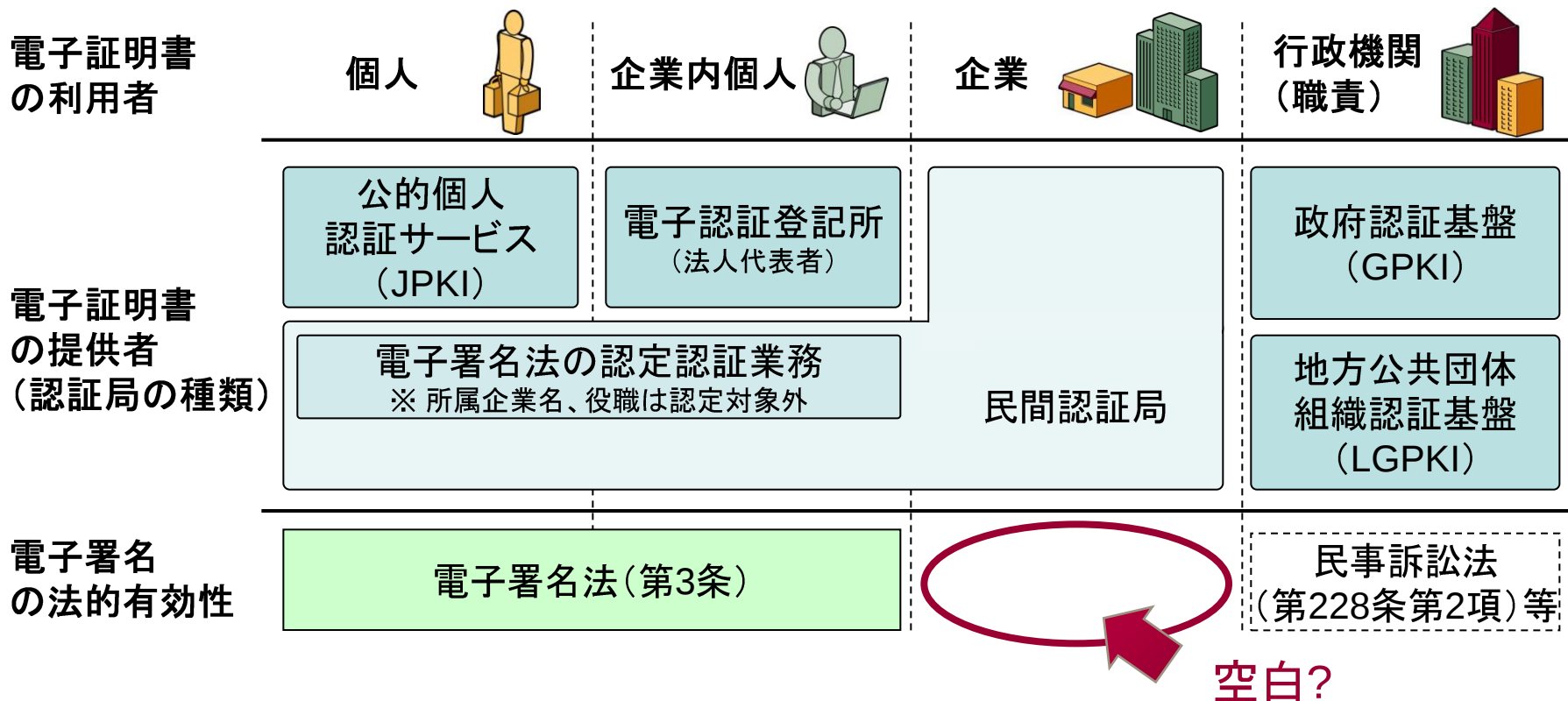
- 法人としての電子証明書、電子署名は対象外
- 法人の代表者への電子証明書の発行は可
- 「真正な成立」の推定の要件は、法人印管理より厳しい(!?)
- SSLなどの認証用、暗号化用の電子証明書は対象外

第三条 電磁的記録であって情報を表すために作成されたものは、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名(これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。)が行われているときは、真正に成立したものと推定する。(一部省略)



【参考】法令・制度と電子署名の関係図

- 証明の対象(＝電子証明書の利用者)は自然人のみ



課題の解決に向けて ～ 本日の論点 ～

- 電子証明書の信頼性に係る問題
⇔ 実在性、本人性
- 誰が鍵を管理/署名するのか？
⇔ 真正な成立の推定
- 法令上の位置づけの不明瞭さ
- 発行/失効管理、アーカイビング
などの煩雑さ

番号制度

署名法の見直し等
⇒ 論点1, 2

番号制度、
業界/ベンダの努力、
標準化推進 等



論点1. 法人格としての電子署名の法令化は必要か

- 目的：法人として使い勝手のよい電子署名の実現
- 電子署名法への改善要望として、よく挙げられている
- 紙の世界において、該当する法的仕組みはない

法人用途で利用されている電子証明書の例(※)

	発行対象	認証	改ざん検知	真正な成立 (意思あり)
SSLサーバ証明書	法人	✓	✓	
企業向けメール用証明書	法人	✓	✓	
コードサイン証明書	法人	✓	✓	
商業登記に基づく電子認証制度の電子証明書	法人代表者		✓	✓
電子署名法 認定認証業務(の一部)	(企業内) 個人		✓	✓

(※)暗号化用途については記載を割愛。本表は本日のディスカッションのためのみの資料であって、汎用性は考慮せず



論点1についての私見



論点2. 民間事業者による法人印の実現について

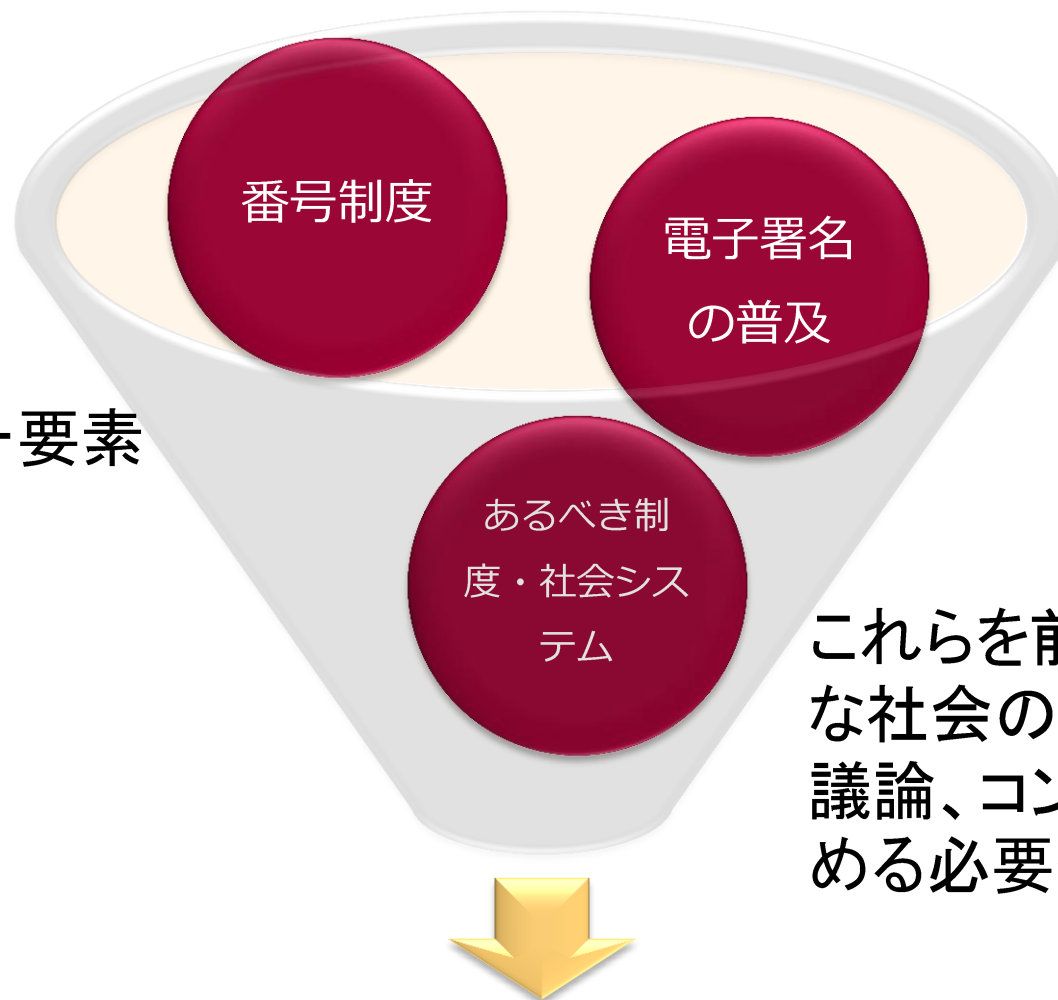
(論点1での、法令による対応がなかったことを前提に)

- 民間事業者は、法人印として実用可能な電子署名用の電子証明書/認証サービスを提供できるか？
- 例えば、以下のような認証サービスについて、
 1. 電子証明書は個人宛(⇒発行対象者)に発行
 2. 認証事業者は、発行対象者が、企業から(ある範囲の)代理人として指定されていることを確認
 3. 企業は、本電子証明書に係る電子署名について、企業の代表者による押印と同等の効果があることを認めると約束
 4. 署名や鍵管理は、発行対象者の責任において必要な措置を行う
 5. 電子証明書には法人番号を記載、一意性を確保
 6. 上記はCPS/約款等として公開。全ての利用者/依頼当事者が同意





番号制度や
電子署名は一要素



これらを前提に、効率的
な社会の実現に関する
議論、コンセンサスを深
める必要性

より効率的な社会の実現

